

島根県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付要綱

制 定 令和 7 年 7 月 3 日 付け 産支 第 193 号
改 正 令和 8 年 3 月 16 日 付け 産支 第 817 号

(通則)

第 1 条 島根県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、関係法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「関係法令等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱（令和 7 年 1 月 16 日付け 6 農産第 3345 号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）
- (2) 補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号。以下「規則」という。）

(補助の目的及び対象者)

第 3 条 地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化の促進を図る取組を支援することを目的として、国交付等要綱別表 1 に掲げる事業のうち、メニュー欄の「1 共同利用施設の再編集約・合理化」に要する経費について、予算の範囲内で市町村に対し補助金を交付する。

2 前項の補助金を活用する場合、国交付等要綱別表 1 に掲げる事業のうち、メニュー欄の「4 再編集約・合理化の更なる加速化」に基づき、予算の範囲内で市町村に対し補助金を交付し、交付にあたっては別添のとおりとする。

(補助対象経費及び補助率)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

2 算出された補助金額に、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 5 条 規則第 4 条の規定による申請書は、様式第 1 号のとおりとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(変更等の承認)

第 6 条 規則第 9 条第 1 項の規定による申請書は、様式第 2 号によるものとする。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げるもの以外の軽微な変更については、この限りでない。

2 規則第 9 条第 2 項の規定による報告書は、様式第 3 号によるものとする。

- 3 第1項に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、第1項の規定に準じて知事の承認を受けることができる。

(概算払請求)

第7条 市長村長は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとするときは、様式第4号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第8条 市長村長は、交付決定があった年度の12月31日現在において、様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに提出しなければならない。ただし、同期日までに前条の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができる。

- 2 知事は、前項に定める時期のほか、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第9条 規則第10条に規定する実績報告は、様式第6号によるものとし、提出の時期は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

- 2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした者は、前項の実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした者は、第1項の実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第7号により速やかに報告するとともに、知事の命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(額の再確定)

第10条 市長村長は、規則第11条の規定による額の確定通知を受けた後において、本事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により本事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第9条第1項に準じて提出するものとする。

- 2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、規則第11条に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 規則第15条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(財産の管理・処分の制限)

第11条 市長村長は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応

経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 規則第13条第1項第4号に規定する財産は、1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 3 規則第13条第1項第5号に規定する財産は、1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。
- 4 規則第13条第2項に規定する財産の処分を制限する期間は、国交付等要綱第20第3項に規定する期間(以下「処分制限期間」という。)とする。
- 5 規則第13条第1項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が規則第4条第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第5条第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により知事の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
 - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 6 規則第13条第1項の規定に基づく承認にあたっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることがある。

(書類の提出部数及び経由機関)

第12条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の部数は1部とし、所管する隠岐支庁又は農林水産振興センターを経由して提出するものとする。

(帳簿及び証拠書類)

第13条 市長村長は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類又は証拠物(以下「帳簿等」という。)を備え、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、処分制限期間中、帳簿等に加え、様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

- 2 市長村長は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第9号による補助金調書を作成しておかななければならない。

(交付条件の付記)

第14条 市長村長は、取組主体(国交付等要綱別表1の取組主体の欄に定める者のうち都道府県及び市町村を除く者をいう。以下同じ)に補助金を交付するときは、この要綱の第5条から第13条までの規定に準ずる条件のほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 取組主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般

の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

- (2) 取組主体は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、国交付等要綱に規定する別記様式第 11 号により申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 3 月 1 6 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

別表（第 4 条関係）

経 費	補 助 率	重要な変更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 事業費 (1) 共同利用施設の再編集約・合理化に要する経費 (2) 再編集約・合理化の更なる加速化に要する経費	1/2 以内 (1) の国庫補助金の 1/5 又は 1/3 以内 (うち国費 1/10 又は 1/6 以内)	1 経費の欄に掲げる 1 及び 2 の相互間における経費の増減 2 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減	1 取組主体の名称の変更 2 事業の中止又は廃止 3 事業費の 30% を超える増又は補助金の増
2 附帯事務費 市町村が 1 の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費	1/2 以内		4 事業費又は補助金の 30% を超える減

別添（第3条第2項関係）

第1 本要綱第3条第2項に定める補助金（以下、かさ上げ補助金とする。）の交付にあたっては、国交付等要綱別記1第4に定める取組実施計画について、国交付等要綱別記4に定める各基準を満たすことを要件とする。

第2 県が交付するかさ上げ補助金は、かさ上げ補助金にかかる国費相当額と同額とする。また、県が国から国費相当額の交付を受けられなかった場合は、県費単独によるかさ上げ補助金は交付しない。